

第1回幌加内町議会定例会 第2号

平成29年3月14日(火曜日)

○議事日程

- 1 一般質問
- 2 議案第7号 幌加内町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第8号 職員の育児休業に関する条例の一部改正について
- 4 議案第9号 幌加内町特別職報酬等審議会条例の制定について
- 5 議案第10号 幌加内町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第12号 退隠料、遺族扶助料条例を廃止する条例について
- 8 議案第13号 昭和28年12月31日以前に発生した退職年金等の年額の改正に関する条例を廃止する条例について
- 9 議案第14号 幌加内町税条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第15号 幌加内町保健福祉総合センター設置条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第16号 幌加内町在宅生活・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第17号 幌加内町居宅介護サービス事業条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第18号 幌加内町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 14 議案第19号 幌加内町中小企業補償融資条例の一部を改正する条例について
- 15 議案第20号 幌加内町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第21号 幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 17 議案第22号 幌加内町簡易水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 18 議案第23号 幌加内町立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 19 議案第24号 平成29年度幌加内町一般会計予算
- 20 議案第25号 平成29年度幌加内町国民健康保険特別会計予算
- 21 議案第26号 平成29年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算
- 22 議案第27号 平成29年度幌加内町介護保険特別会計予算
- 23 議案第28号 平成29年度幌加内町簡易水道事業特別会計予算
- 24 議案第29号 平成29年度幌加内町下水道事業特別会計予算
- 25 議案第30号 平成29年度幌加内町奨学資金特別会計予算

(追加日程)

- 1 動議案第1号 予算審査特別委員会設置に関する動議

○出席議員（ 8名）

議長	9番	小川雅昭君	副議長	8番	齋藤雅文君
	1番	稲見隆浩君		3番	中川秀雄君
	4番	市村裕一君		5番	小関和明君
	6番	春名久士君		7番	田丸利博君

○欠席議員（ 1名）

2番 中村雅義君

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町	長	細川雅弘君
副町	長	村上悟君
教育	長	児玉博君
総務課	長	大野克彦君
産業課	長	村上雅之君
建設課	長	小野田倫久君
住民課	長	竹谷浩昌君
保健福祉課	長	中河滋登君
教育次	長	清原吉典君
診療所事務	長	蔵前裕幸君
地域振興室	長	山本久稔君
税務係	長	山本めぐみ君
農業委員会	長	高橋勝好君
監査委員		市川喜春君

○出席事務局職員

事務局	長	宮田直樹君
書	記	岡田由美君

◎開議の宣告

○議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 一般質問

○議長（小川雅昭君） 日程第1、一般質問を行います。

通告にしたがいまして発言を許します。5番、小関議員の発言を許します。

○5番（小関和明君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、小関議員。

○5番（小関和明君） 福祉施策について質問をいたします。平成29年度町長施政方針の介護予防・日常生活支援総合事業において、北部・南部2箇所に分けそれぞれに生活支援コーディネーターを配置するため、この人材を地域おこし協力隊として募集するとの文言が方針の中にあります。昨年10月と記憶しているが、介護人材確保事業が推進され介護における人材確保の支援策として体制が整えられていると考えています。しかし今回、方針の中に介護人材確保事業の検証・見直し、福祉施策で考えるべき町外医療機関への交通手段の制度構築、町民が安心・安全に暮らせる環境整備に傾注していくと述べています。1点目として、介護人材確保事業の検証・見直しをするに至った経緯と現況について伺いたい。2点目として、町外医療機関への交通手段の制度構築とは、どのような施策を行っていくのか説明を伺いたい。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。ご質問の中で、地域おこし協力隊の検討ですが、生活支援コーディネーターではなく現在想定しているのは、主に社会福祉協議会に担っていただいている事業体制強化のために、人材を求めることで考えています。

1点目の介護人材確保事業の検証・見直しに至る経緯ですが、ご案内のとおり本事業、平成27年10月よりスタートしたところです。議会でもご検討頂き、既存職員との格差が生じないか、また幌加内高校限定でスタートしたことについても間口を広げたほうが良いのではないかといったご意見も様々いただいている中で1年5ヶ月が過ぎようとしています。

町内にある社会福祉法人、介護にたずさわる事業所として3事業所があります。いずれも人材確保には大変苦勞をしている状況です。事業をスタートし実績としては、平成28年7月より、特養テルケアに女性1名が着任され、4歳になるお子様が一人、双葉保育園に通園しているところです。

また、現在進行形ですが、先般、社会福祉協議会で内定を出していると聞いており、茨城県から

本町に着任すると聞いています。この方は、お子様が二人いるとのことで3月下旬に着任する準備を進めているところです。この制度はより一層成果が得られるよう検証すべき段階と考えています。先進地では1度の判断で就職を決断するのは大変厳しいとのことで、一定のお試し期間を設けている事例もあるようです。

また、高校生については高校と連携しながらテルケアなど他の事業所に体験実習を行ってもらいなどのスタートをしていきたいと考えています。現在、介護人材に限定していますが、例えばシングルで来た方が子供をあずける時、夜勤になると子供をあずける所がないなどもあり考慮しないとイケない。保育士も人材は不足しており求人をしてはなかなか来てもらえない状況です。このようなことも含めて現場の声を聞きながら、内容あるいは範囲について検証を行っていきたいと考えています。

2点目の質問ですが、病院の再編にあたっては、町民の皆さんが大きな不安を抱いた中での再編であったと考えます。その不安要素を出来るだけ少なくするために、介護療養からテルケアに入所移動となった方には、入所料の負担について経過措置として軽減措置を講じる。入院施設がなくなるので、大きな病院には入院できないが自宅には戻せないなど、観察が一定期間必要な方は特養と契約をしながら観察入院ができるようなシステム契約をしているところです。

町外医療機関への搬送ですが、救急車が走るまでもなく診療所の機能として一定のものが必要ではないかと考え医師と打合せをおこなっています。高齢者世帯あるいは高齢者単独世帯が増えて身内もなかなかいない状況にもなると思われまます。住民の方の安全・安心を担保する上で、今後ますます医療手段が必要になると考えます。今現在ある社会資源としては社会福祉協議会が運営する過疎地有償運送。今後は、名称が公共交通空白地有償運送となりますが、この仕組みを利用しながら診療所受診の患者さんで、救急車搬送まで重篤ではないが、医師の判断により町外専門医療機関への搬送が可能となるなど、足の確保等、社会福祉協議会と議論をおこないながら、まずは、診療時間内の搬送から、順次対応し方策を構築して参りたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○5番(小関和明君) 議長、5番。

○議長(小川雅昭君) 5番、小関議員。

○5番(小関和明君) 介護人材介護事業について、また地域おこし協力隊との説明がありました。議会としても事業を推進するにあたり限定的なものとして当時、事業がスタートしたと記憶しています。当時から枠の拡大、また地元高校生への募集要項について限定すぎるとの内容があったと思います。本町において、いまだにハローワーク募集起点が砂川市、滝川市となっています。いろいろな形で問題となっていますが上川管内へ移行しているにも関わらず、その点についてはハローワークが士別市で要請をしにくい状況があったことも事実です。その点も今後、解消に向けて努力し、国の審議会等が良い判断となるよう期待しているところですが、どちらにしてもこの点について広く人材を確保していくとの観点であれば更に拡大し有意義に本町に足を向けてもらえるよう環境整備も当然必要であります。住宅問題、交通問題等も十分に生活環境を整えることが、この事業推進にむけた本町の取組む姿ではないかと考える。2点目について、社会福祉協議会の有償運送業務が制度改正により若干変更になるとのことだが、内容が不明な部分があることから再度、お尋ねし

ます。診療所として対応を考えていくのか。社会福祉協議会でおこなっている有償のものをどのように膨らましてくのかなどの点について伺いたい。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。ハローワークについて先般、議会で報告しましたが、現在、選挙区の区割り審と平行して厚生労働省、北海道の局長の方をお願いにあがりました。労働行政も区割りとあわせて窓口を上川にしてもらうよう要請をおこなっているところです。

社会福祉協議会の搬送についてですが、救急搬送については別で従来から今も変わらない認識でお願いします。ただし、病院から救急に変わり救急の標榜をおろしたので救急業務が直接大きな病院に搬送される状況になります。今まで国保病院のワンクッションあったが、これからその機能がないことになるので解消できるよう診療所の搬送機能を考える必要がある。その手段として社会福祉協議会との連携、あるいはタクシー会社との一定の提携（福祉タクシーのようなもの）などを視野にいれながら進めていきたいと考えています。

○5番（小関和明君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、小関議員。

○5番（小関和明君） 診療所として救急までではないが、自分で行くのも状態的に行きにくいなどに対して町民のニーズ、また、安心感で対策を考えていきたいとのお答えをいただきましたので、大変安心しました。

次に、「ほろみん号」の無償実証運行も2年半を経過し、この事業も町民ニーズにこたえた事業として多くの町民の方々が利用され、また興味をもっているところではないかと思っています。また、利用者からも私どもにもいろいろなご意見、要望があり、今後も町民全体が注視しているところだと認識しています。平成29年4月からも正式路線となるまでの間は運行するとして、予算も計上されている。施政方針の中にも、昨年9月より有償化を含め正式路線としての早期運行に向け「地域公共交通会議」が4回開催され協議を重ねていると聞いています。ほろみん号が運行に至った状況だと、町民のニーズ、利用度を図るために無償で運行していたものと考えています。後ほど交通会議の中身も聞かせていただきたいですが、まずは幌加内と旭川の路線が確立するところからのスタートではないかと私は考えますがこの点について伺いたい。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。ご質問のとおり幌加内町は空知から上川に移りました。移ったからには上川に移ったメリットを最大に、デメリットを最小限にとのスタンスで行政を取り進めてきたところです。大きなメリットの一つの中に、幌加内と上川を結ぶ公共交通機関が大変大きな課題であると認識しております。

○5番（小関和明君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、小関議員。

○5番（小関和明君） 町長の答弁のとおりであります。正式路線として本町独自の施策として町民の利用度を高く、また注視している事業として今後とも利用者の中には路線の便数を増やしてほしい、有償でも良いなどいろいろな意見の中で町民側では路線を確立してほしいとの強い希望があるのではと思います。今後とも町民要望にそった利用者側の拡大、また利便性の向上、現在おこなわれている無償運行ということになれば本町全体からだとも均衡性が保てないのではないかと考えます。先に質問しました幌加内、旭川の路線、有償化も含めて率先して取り組むべきことであると同時に地域住民の生活の足として、本町全体の公共交通網を整備することが急がれることと思います。地域公共交通会議の詳細にも触れまして町長に伺います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。現在のほろみん号は無償実験運行の形となっています。これがいつまでも続けられる運行ではないと考えています。あくまでも正式路線として開通をしたいとしています。正式路線の開通にあたっては地域公共交通会議などが必要となってきます。現在まで、その交通会議が諸般の事情により開催できなかったものであり運輸局が認める会議にはならなかったものであります。なんとか俎上にあげたく運動させていただきました。その結果、昨年9月13日、第1回公共交通会議を開催することができました。中身については「広報ほろかない」あるいは「町政懇談会」、先般、11月、総務厚生常任委員会等でも経過を報告させていただいております。経過ですが、昨年9月に第1回目の会議開催から今年3月6日まで第4回の会議を終了しています。昨年10月には町内関係者のみの「交通打合せ会議」を母子里、朱鞠内、添牛内、幌加内、各自治区長に出席していただき意見を賜ったところです。この間、北部地域から、今のほろみん号もある程度利用したいとの意見もだされています。あわせて既存のJRバス路線も残してほしいとの要望もありました。ほろみん号については、質問にもありましたが正式運行の許可がでるまでは、従来どおり無償運行を継続したく予算計上しているところです。公共交通会議も旭川につながる路線が重要であると考え、まずは、ほろみん号の無償実験を含めてかなり浸透してきました。また継続要望も強いことから第一弾として、ほろみん号を正式運行することにしたいと考えており現在、会議を進めているところです。正式運行にあたっては、法的な縛りなどをクリアしないといけなく、経費的なものもシュミレーションしていかないとはいけません。会議全体の合意は必須条件であることから、会議で意見はでていますが、全体的な合意が得られるまでには今少し時間をいただきたいと考えています。

○5番（小関和明君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、小関議員。

○5番（小関和明君） 路線を開通するには、さまざまな状況があり困難を有しているのは想定しています。ただし、昨年11月5日だったかと思われるが、私たちの知らないところで新聞に報道されたことです。それをもって議会として説明を求めたのが経緯です。決して議会が事前に説

明を求めたわけでもなく受けてもいません。この点だけははっきりさせていただきます。なぜ、このような事になるのか、町民側からするとその路線は確定できるのか。新聞報道の中ではJRと対峙するような、町独自に路線をひくような内容にもとれるような文面だったと思います。事実は違うとしても、町民側から見ると議会、町からの報告の中でどこが限度であるのか。正式路線と言いながら目標年度が示されていないのです。目標のないものに論議を重ねていつ結論がでるのですか。その辺は、2年半に渡って無償で実験しているわけです。既に多くのデータも沢山でているはずですが。行政と議会の方も町民に対する意向が本当にどこにあるのか。論議しています。考えています。これでは十分な説明になっていないと思います。

このことを踏まえて、3点目に移ります。これらの問題も幌加内・江丹別間の峠改良工事の進捗状況にかかっているもと想像しているところです。私個人も車で通る度に「どこまで工事してくれるのだろう。」「どの程度の工事が進んでいくのだろう。」など期待し、昨年の改良工事内容を振り返ってみると、私たちが納得できるような工事内容にはひとつも繋がってないような気がします。これも、いろんな案件で本町が上川管内に移行する際に主要な案件として、道との協議がされていたと記憶しています。昨年よりはもとより、今年度以降、改良工事の進捗を強く要望・要請していくべき問題だと思います。

ほろみん号の運行についても、これに関わってくる問題です。これから先への考えをお聞かせ願います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。

ほろみん号についてですが、町民の意向あるいは議会の意見、その辺について疑問を呈されていましたが目的は当然ありました。冒頭から申し上げたとおり幌加内町と上川を繋ぐのが目的であります。そのために何をすべきかで行動してきました。上川に移行して昨年まで何度も申し上げるとおり議論をするための公共交通会議が開催できなかった。それを開催するために私どもは尽力をさせていただきました。去年、ようやく会議が開かれました。この点については、ようやくこぎつけた。そこから皆さんに説明をしながら、あるいは議会とも話し合いながら進めていく姿勢で臨んで参りますので、この点をご理解願います。

江丹別峠の関係ですが、これも上川に移管するにあたり道路改良については、大きな課題のひとつでありました。当時から北海道に対して早期に道路改良をしていただきたい、経済・医療・人の命を守る大切な路線であることから、何回も要請をおこなってきたところです。昨年、予算で落ち込みがあったということで大変、危機感を抱いたところです。昨年、改めて要請に行こうと思った矢先、北海道で大きな災害がおきたため北海道自体も、なかなか動きが取れないだろうということで8月の要請は間合わせました。その後、改めて仕切り直しをして要請をおこなってきたところです。進捗状況ですが、平成28年度の工事については江丹別峠の頂上付近、テレビの電波等の中継局の移設工事が実施されました。平成26年度、平成27年度と工事費ベースで2億円を超える工事が続いていました。昨年の進捗状況を見たときに、事業費が減ったということで不安を感じ要請をし直したところです。今まで、道道であったにも関わらず道議会の先生に要請活動をしておりませ

んでしたので、この要望活動をしたところでは。結果、辻副知事と面会をさせていただき要望活動をさせていただいたところでは。この中で副知事も、この路線については重要路線と認識をしていただいたところでは。決して手を抜いているわけではなく、他の工事案件等と調整しながら着実に進めて参りたいとの返事をもらっているところでは。道の建設部長からは幌加内町側からの危険箇所調査も進め、幌加内町民の皆さんに見える形で工事も進めて参りたいとの返事もいただいております。新年度になりましたら私どもと、旭川市、鷹栖町とで構成している促進期成会も含めて更なる要請活動に進めて参りたいと考えているところでは。

○5番（小関和明君） 質問を終わります。

○議長（小川雅昭君） これで小関議員の質問を終わります。

次に7番 田丸議員の発言を許します。

○7番（田丸利博君） 議長、7番。

○議長（小川雅昭君） 7番、田丸議員。

○7番（田丸利博君） 町民生活の充実化ということで質問させていただきます。

本議会の一般質問等にて幌加内町の買い物難民対策に関係した質問が以前からされているが、未だに具体的な方向性が見えていない状況です。幌加内町唯一の食料品の通年店舗としてエーコープ幌加内店、母体会社はホクレン商事ですが、昨年は深川店のAマート化、また北竜店、納内店は廃止となったわけです。北竜店においては、買い物難民対策として北竜町の振興公社にて新たに店舗を新設し運営するなど、近隣においても町民の生活に影響を与えている。幌加内店においては、農協管内において幸いにも唯一の黒字店舗であります。廃止対象店舗からは除外されている状況です。しかし、町民からコンビニの誘致などの意見、要望など聞いているが、人口の割合からして共存が難しい状況でもあると思われる。道内企業のセイコーマートについては道内で4町村のみが設置されていないという話を聞いているが、恐らく設置できない理由、問題点が共通しているのではないかと考えます。このような状況をふまえ、少しでも生活しやすい町にするため幌加内町として町民のニーズをどうとらえ、今後の対策についてどう考えているのか伺いたい。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。コンビニについても、ある意味、買い物難民対策のくくりに入るのかなと考えます。平成23年9月定例会及び平成24年3月定例会にて一般質問が出ていたところでは。その当時の回答としましては、「商工会に中心となっただき関係各位と検討していただく」と回答しています。その後、町内の小売業者の状況も当然変わってきております。現在では、買い物難民対策、宅配業者による買い物代行業業・コープ札幌等によるトドックなどの配送サービスの実施、モーちゃんカーなどの移動販売車事業、その他、ふかいちフーズなどの曜日限定店舗販売の実施などが展開されているところでは。平成27年10月からは、ホクレン商事も商工会に加盟いただくなど地元消費者の利便確保と、こういったものも進んだのかなと考えているところでは。ご質問について、エーコープ幌加内店につきましては、町内で唯一の生鮮品・生活雑貨を

扱う通年営業の店舗として、町民の生活基盤を担っていただいているものと大変ありがたく感じているところです。先般、エーコープ幌加内を運営していますホクレン商事、並びに道内を主体として運営しているコンビニ会社と個別であります、話し合いを持つ機会を設けることができました。

ホクレン商事については、現在のところ撤退の意向はないと伺っていますが、設備や店舗の老朽化による新たな投資や、今後の人口減少に伴う販売額の減少をかなり危惧しているとの話を伺いました。コンビニ会社については、道内 179 の内、4 市町村のみ設置されていないのですが、この進出に対しては、かなり積極的な姿勢でありましたが、今後の人口減少を考えると過度の投資は避けたいとのことでした。双方の共通認識として、本町の人口規模から店舗の競合を考査すると共倒れの危険性も十分あり得るとお互い感じている。また、それぞれの従業員の確保が非常に困難になることも共通に認識とされていきました。この辺が今まで本町もコンビニ出店の最大の懸案になっていると認識したところです。行政としては、どちらかの商業経営に肩入れすることは好ましくないと考えるところですが、コンビには多くの町民、特に高校生や高齢者からの誘致の要望が高いものです。真摯に受け止めて今後も、行政としてはホクレン商事及びコンビニ会社と協議を重ねてください。コンビニ誘致の可能性を探っていく所存ですので、ご理解をいただきたいと存じます。

○ 7 番（田丸利博君） 議長、7 番。

○議長（小川雅昭君） 7 番、田丸議員。

○ 7 番（田丸利博君） エーコープそしてコンビニ等との接点を持ち 3 社協議をされているとの話を今お聞きしたところです。当然、この人口減少による共倒れの懸念、また従業員はどうするのかとの問題は全ての企業において同じですが、是非このような問題を解決しつつ従業員の問題もあるかと思いますが、町民がここに暮らしても支障がない生活する部分でもある程度満たされるような方向性に向けていただきたいと思います。将来的に充実を図れる方向性が今現在あるのかどうか、接点が見出せているのか伺いたい。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。

この協議をセッティングする、エーコープに来てもらうコンビニに来てもらう、その矢先に新聞でセコマ流という新聞記事。今も掲載されていますがミニセコマということで、コンビニ業界を生き残るために地域を大事にしながら進めたい。品数、店舗の広さ、時間帯などセイコーマートではいろんな形態を考えているとのこと。同じようにエーコープ商事なのかわかりませんが、進出をしようとする所に既存の業者と協議をしながら店舗の進出を図る。これが全道で 8 ヶ所あると聞いています。私どもがエーコープと協議を進めている、たぶん 9 ヶ所目になるのではないかと思います。私が言える立場ではないですが、例えば共同店舗の展開などお互いメリットがあるのではないかと思われ、双方から言われている形であります。幌加内町にあった営業展開の実現が出来るのではないかと調整を図っていきたいと考えています。

○7番（田丸利博君） 議長、7番。

○議長（小川雅昭君） 7番、田丸議員。

○7番（田丸利博君） 新しい試みとでもいいですか、私たち町民も考えていなかった既存店舗との融合とでもなるのか非常に斬新でお互い潰しあいがなく、またお客の奪い合いもなく労働者も奪いあうこともなくということで、良い内容ではないかと思われるので是非、接点を重要にさせていただいて、なんとか9店舗目ということで努力していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） これで田丸議員の質問を終わります。

次に3番 中川議員の発言を許します。

○3番（中川秀雄君） 議長、3番。

○議長（小川雅昭君） 3番、中川議員。

○3番（中川秀雄君） 就学援助事業の充実について、何点か質問いたします。

就学援助制度は「義務教育は無償」とした憲法第26条など関連法に基づいて、小中学生のいる家庭に学用品費や入学準備金、給食費、医療費などを補助する制度です。近年、全国的に貧困世帯が増えているといわれているが日本の子供6人に1人が貧困状態にあるとの報道もあり、特に北海道では5人に1人と報道がされている。特に、ひとり親家庭の貧困率は50パーセントを越えているともいわれている。学校教育法第19条では、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して市町村は必要な援助を与えなければならない」と規定している。貧困世帯が増えている今こそ、就学援助事業の充実を図る上で伺いたい。1点目として「準要保護認定基準」の引上げをしていただきたい。認定基準について現状では幌加内町1.3倍と聞いているが、全道的に1.4~1.5倍とする市町村も増えてきている。子育て世代の厳しい現状から基準を検討していただきたい。むしろ貧困救済よりも冒頭申し上げた、義務教育は無償との立場に立ち是非とも「準要保護認定基準」を引上げていただきたい。2点目として、保護者への周知関係では、制度の趣旨や申請手続きについて周知徹底を是非とも図っていただきたい。保護者への通知文書についてですが昨年度の本町の例でいくと、1点目、就学援助とはと書かれており、3点目には就学援助の審査対象者で現在、生活保護を受けている方または、生活保護を必要としている方、2点目に前年度または当該年度において次のいずれかの措置を受けた者、生活保護法に基づく保護の停止または廃止された者、町民税非課税の者等々書かれている。例えば、私の場合だと生活保護基準がどの程度になるのか計算してみたが、正直わかりません。一般の町民も準要保護認定基準が1.3倍であるが自分で計算となるとわからなく、生活保護基準に関しても具体的にわからないと思われる。このようなことを踏まえ、通知の際には、認定の目安となる所得額を提示するなど支給要件を分かりやすく示すことなど、通知方法を検討していただきたいと考える。3点目として、支給時期について、本町においては費目によって違うが、概ね年2回の支給と聞いている。児童生徒が援助を必要とする時期、特に入学準備や修学旅行の準備などの時期に給付できるように配慮する必要があるのではと思われる。学用品など必要な物は入学前に準備をしないとイケないため、3月支給など支給時期を検討願いたい。以上の内容を伺います。

○教育長（児玉博君） 教育長。

○議長（小川雅昭君） 教育長。

○教育長（児玉博君） 教育に関する質問のため、私の方から回答させていただきます。

学校教育法では、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないと規定されており、就学援助には、要保護及び準要保護の二つの制度で支援対象項目は12項目となっている。生活保護法に規定する要保護者に対して行う事業に要する経費については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について国の援助に関する法律等の規定により2分の1の補助があります。また、生活保護法の規定に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して行う準要保護の制度があります。ご質問の中にあります貧困率については、厚生労働省の国民生活基礎調査によると、ご指摘のとおり一人親世帯においては、5割を超え、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。本町の就学援助認定者は、過去数年ほぼ横ばいとなっており、小中学児童生徒の約10人に一人の割合で推移している状況です。

一つ目の質問の、認定基準の引上げについて、本町の準要保護認定基準は、町民税非課税世帯、児童扶養手当受給者が対象となります。就学援助認定の判断が困難な場合には、前年度の所得金額から社会保険料や生命保険料を控除した認定収入額が、生活保護基準に基づく生活扶助等の各加算額を合算した額に一定の倍率を乗じた限度額を超えない世帯を対象としており、本町の倍率は、1.3倍としているところです。この倍率については、各市町村において設定していますが平成26年度の文部科学省の道内での調査結果によると、一部の都市部で1.5倍や1.4倍はありますが上川北部、空知管内では1.3倍が多く、上川中部においては1.2倍が多い状況であります。本町では、この1.3倍の限度額を超えた場合であっても、経済的に困窮している状況が明らかであれば民生委員及び学校長の助言に基づき認定をしているところです。現行の制度の範囲内で認定可能であることから、当面、現行のまま事務を進め、近隣の動向を踏まえながら検討してまいります。二つ目の質問ですが、現在の保護者への周知については、4月上旬に学校を通じ、保護者へ文書を配布しているところです。保護者への周知文書には、町民税が非課税の者、児童扶養手当受給者などが対象者として記載していますが、現在は認定の目安となる所得額の記載はしておりません。目安となる金額を掲載していない理由については、同じ4人家族においても、年齢構成などで認定基準となる所得額が異なります。また、先ほども申しましたが、所得額を上回った場合でも、経済的理由により学用品等の購入に困窮している場合や、職業が不安定で生活困窮している場合など、制度の要件を満たしていると判断した場合は認定していることから、目安となる認定額の記載はしておりませんでした。しかし、近隣自治体においては、目安となる所得額を掲載している自治体もありますので、次年度の保護者周知から掲載に向けて検討してまいりますのでご理解願います。三つ目の質問ですが、本町の就学援助の支給時期については、学用品費は、前期5月、後期10月の年2回おこなっています。新入学児童生徒学用品費は、5月、修学旅行費は旅行前に支給しています。体育実用品費は購入時に、支給しています。給食費は翌月ごとにそれぞれ支給しているところです。ご質問の新入学学用品費の入学前の支給については、全国や道内の一部の都市部において実施されています。支給しているところの多くは、在学している児童生徒がいて、既に保護者が認定されている場合に限って支給されており、その場合の申請も前々年度の所得額により認定する必要もあり、全国的には、

所得に基づく納税額の確定が5月頃であることから、支給時期は入学後の6～7月が主流となっています。本町の場合は、4月上旬に学校長を通じて就学援助の申請を提出していただき前年度の所得に基づき4月中旬に就学援助の認定会議を開催しています。民生委員、学校長等が集まり状況等を確認して認定しています。認定された保護者には、5月に新入学学用品費を支給しています。新入学学用品費を3月に支給すると、次年度の認定予定者を前年度の予算で支出することになり、会計上の問題や事務の煩雑化も生じます。さらに、入学前に支給した場合において、転勤などで町外に転出した場合、返還事務も生じ、生活困難に対する支給のため、このことを考えると返還についても滞納も懸念されることから、当面、現行のまま事務を進めたいと考えております。尚、本町の社会福祉協議会において、生活困難者に対する貸付制度として、1世帯20万円を限度とした、無利子の生活資金貸付制度などもありますので、制度の利活用を図っていただきたいと考えておりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。以上で終わります。

○3番（中川秀雄君） 議長、3番。

○議長（小川雅昭君） 3番、中川議員。

○3番（中川秀雄君） 2点目、3点目について、教育長の所にも送付されてきていると思われるが、昨年9月に道教育委員会より就学援助事業の実施についての通知が出されています。今回はこの通知を基に質問しております。その中でも周知を充分におこなっているのかとの内容で市町村教育委員会は保護者に対して就学援助制度に関する書類を配布し、この制度の手続き、周知の徹底を図ることと、制度の広報をおこなう際には認定の目安となる所得額を提示するなど、受給要件をわかりやすく示すことが必要との内容も書かれている。先ほども申し上げたが、なかなか一般町民の方には分からないと思われる。このため、資格要件が有るにも関わらず申請をおこなわない家庭ももしかしたらあるかもしれない。その様なことがないように質問をしていますが、先ほどの答弁で前向きに検討しますとありましたが即刻、今年4月には申請漏れがないように通知をお願いしたい。

3点目ですが、確かに次の予算を前年度に先食いすることになるので、なかなか各教育委員会とも難色を示しているところが多いようですが、今開かれている国会の中でも、共産党議員の質問の中で担当大臣が3月支給も可能にするように検討したいとの答弁もありました。先ほど、前倒しで支給をおこなった後、転出をしてしまう場合もあるかもしれないとの答弁がありましたが、ほとんど希でないかと思われる。いってみれば、事務方の事務煩雑化等が生じるがためなどは、言い訳に聞こえます。特に新入学生、小学校の入学生など幌加内町だと2万数千円支給されていますが、ランドセルや服を購入したりと準備が必要だと思われます。困難な所はあると思われるが、再度、3月あるいはその前の支給をもっと真剣に考えていただきたい。

○教育長（児玉博君） 教育長。

○議長（小川雅昭君） 教育長。

○教育長（児玉博君） 教育長。お答えいたします。2点目の周知について、早速、事務担当に申して、なんとか解りやすくなるよう実際作成しているところです。3点目については、確かに事務についても煩雑化しますが、中学生に関しては小学校6年生から中学校1年生となることから支給

しやすい部分ではありますが、新たに新入学生で入学する生徒については計り知れなく難しい部分があるかと考えます。認定会議等の開催などを含めて3月には難しいかと思っておりますが、それについても今後、前向きに検討していきたいと思っております。それから、平成29年度から額が変更となり小学校2万470円から4万600円、中学生2万3000円が4万7000円と額が上がることになっていきます。この辺も踏まえ、経費がかかることも理解しておりますので前向きに検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○3番（中川秀雄君） 質問を終わります。

○議長（小川雅昭君） これで中川議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時20分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第2 議案第7号

○議長（小川雅昭君） 日程第2、議案第7号、幌加内町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（大野克彦君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（大野克彦君）（議案第7号朗読、記載省略）

今回の改正要因を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける、特定個人を認識するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年9月に交付され、いわゆる個人情報保護法それから番号法が抱き合わせで改正され、地方公共団体におきましても、特定個人情報の適正な取扱いを確保し保有する特定個人情報法等の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じるものとされ、本町におきましても一昨年9月の定例会において所要の改正をしたところであります。今回の改正におきましては、番号法第31条に関わる情報提供等の記録についての特例についての施行日が未定になっていた部分について、平成28年12月政令により平成29年5月30日から施行することになったため、所要の改正とともに条例改正をするものであります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これから議案第7号 幌加内町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第8号

○議長(小川雅昭君) 日程第3、議案第8号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長(大野克彦君) 総務課長。

○議長(小川雅昭君) 総務課長。

○総務課長(大野克彦君) (議案第8号朗読、記載省略)

今回の改正要因を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業法、介護休業等育児または家族介護をおこなう労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、育児休業の対象となる子の範囲が拡大されたことにより所要の改正を実施するものであります。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これから議案第8号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第9号

○議長（小川雅昭君） 日程第4、議案第9号、幌加内町特別職報酬等審議会条例の制定についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（大野克彦君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（大野克彦君）（議案第9号朗読、記載省略）

今回の提案理由を申し上げます。

町長、副町長、教育長および議員報酬の額につきましては、地方自治法の規定に基づきそれぞれ条例で定められております。従前より国からは特別職の報酬の額の決定については、第三者機関の意見を聞くことにより一層の公平を期す必要があり、審議会を設置すべきと指導があるところでございます。本町におきましては、空知管内に属していた時は北空知5町共同で審議会を組織しておりましたが、上川管内に移管後は報酬等の見直しもなかったこともあり審議会を設置せず現在に至っております。上川管内の町村におきましては、それぞれ独自に条例で審議会を設置していることもあり、今回、本町も条例において設置提案するものです。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○3番（中川秀雄君） 議長、3番。

○議長（小川雅昭君） 3番、中川議員。

○3番（中川秀雄君） 第2条の関係ですが、「町長は、町長、副町長及び教育委員会教育長の給料の額並びに議員報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、」等々ありますが、議員報酬の額については、これまで議員提案としての形が多かったと思われる。今後も提案があると思われる。この第2条に関しては、読み方によっては「町長が特別職、あるいは議員報酬額の条例を提出しようとする時は」と読み取れるようだが議員提案の場合は、この審議会に付さなくても良い事となるのか。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。今までの審議会のあり方と実際の報酬の引上げ、引下げと言った状況から、議員報酬を引上げする場合には町長提案も有ではないかと考えます。ただし、引下げについては独立した行政機関となることから、議員皆さんで検討していただき議員提案を進めていくものかと思われます。

○3番（中川秀雄君） 議長、3番。

○議長（小川雅昭君） 3番、中川議員。

○3番（中川秀雄君） 先ほどの質問内容について、今の回答ではなく、条例第2条の「町長は、」

となっており、最後に「あらかじめ当該特別職の報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。」となっていることから、町長が提案した場合には、議員報酬についても当然、審議会の意見を聞くことになるかと思われるが、そうではなく、議員が議員の共同提案や多数提案などをした場合、審議会の意見を聞くことが必要とされるのかとの部分を聞いています。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。議員提案はまったく別のものとなります。例えば、その時々々の状況を見て諮問する時は三役で諮問し、そこで終わらせる可能性も高い。議員報酬については、この年は触れないなどの進め方もあると思われる。

○副町長（村上悟君） 副町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○副町長（村上悟君） ご質問の件については、議員提案までを報酬審議会まで諮るものかとの質問かと思われます。ここで申し上げているのは、町長が提案する場合です。議員提案のものは、ここから除かれるものになります。

○議長（小川雅昭君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから議案第9号、幌加内町特別職報酬等審議会条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第10号

○議長（小川雅昭君） 日程第5、議案第10号、幌加内町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（大野克彦君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（大野克彦君）（議案第10号朗読、記載省略）

今回の改正要因を申し上げます。

町長、副町長、教育長の給料につきましては、平成13年度ピークにその後、平成14年度より削

減措置を続けております。平成 17 年度から始まりました、第 3 次行政改革の中でも減額をおこない、平成 18 年度からは町長 12 パーセント、当時の助役 9.1 パーセント、教育長 7.1 パーセントとマイナスを実施し現在まで続けております。また、期末手当にかかわる役職加算についても平成 17 年度から 15 パーセントを 10 パーセントに下げ、現在に至っております。平成 26 年度で第 4 次行政改革を終え、財政的にも比較的良好な状況等といえる中、新たに経費削減をおこなわなくても良い財政状況ではありますが、今回は三役の給料について更に減額すること、期末手当に関わる役職加算率を元にもどすことを提案するものです。上川管内に移管し 7 年を経過する中で町村会活動、期成会活動などを通じ連携が深まり、また、北部においては定住自立圏などを中心に関係が深まっている中、あらゆる面において、上川レベル、上川ベースに合わせたいと考えているところであります。つきましては、三役の給料についても、どの額が適正なものか判断が難しいところでありますが上川管内の平均的な額とし、また、役職加算については元の 15 パーセントへ戻すものであります。なお、この改正により三役あわせて、年間 100 万円前後の給料等の削減を見込んでいるところです。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから議案第 10 号、幌加内町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 11 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 6、議案第 11 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（大野克彦君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（大野克彦君）（議案第 11 号朗読、記載省略）

今回の改正要因を申し上げます。

平成 17 年度からの行政改革の取組みの中で、人件費の削減を実施しましたが職員の給与について管理職手当、期末勤勉手当の役職加算を減額し現在に至っています。今回、これらの手当での見直し、管理職時間外手当ともいえる管理職員特別勤務手当の新設を行うものです。期末勤勉手

当の役職加算率、行政職3級を4から5パーセントへ、4級、5級を7から10パーセントへ、6級を10から15パーセントへ、それぞれ行革削減前の率に戻すものです。条例においては、上限である15パーセントを明記し詳細については規則で定めるものです。管理職員手当については、行革により10を7パーセントへ下げていましたが、今回、国や上川管内町村の状況を踏まえ定率性から定額制へ改めるものです。行政職、月額6級で3万7000円、5級で3万2000円、4級で2万8000円とし、4級の1部10パーセントを超えるものがありますが、大半が削減前の10パーセント以内とするものです。条例では上限である15パーセント以内と明記し、詳細については、規則で定めるものです。管理職員特別勤務手当ですが、管理職員が災害等臨時的または緊急のために平日夜間および週休日等にやむを得ず勤務した場合に支給する手当です。また、管理職の自由意志に基づいておこなわれる勤務または2時間に満たない勤務については、支給対象といたしません。支給額は課長職6時間以内で6000円、6時間を超える間合いは6時間以内の1.5倍の9000円、午前0時から5時まで3000円とするものです。条例では、医師の場合6時間超えて1万500円となるため、上限を1万1000円以内とし詳細については規則で定めるものです。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから議案第11号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第12号 ～ 日程第8 議案第13号

○議長（小川雅昭君） 日程第7、議案第12号、退隠料、遺族扶助料条例を廃止する条例についてから日程第8、議案第13号、昭和28年12月31日以前に発生した退職年金等の年額の改正に関する条例を廃止する条例についての2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（大野克彦君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（大野克彦君）（議案第12号朗読、記載省略、議案第13号朗読、記載省略）

2件についてですが、地方公務員の年金などに関わる共済制度は、昭和29年より始まりましたが、それ以前に退職したもの、または死亡したものの遺族対し支給する金銭いわゆる恩給については、各自治体の条例で定め支給しているところですが、本町においては、昭和18年に亡くなられた

元職員の遺族の方へ扶助料として支給していましたが、その方が昨年 10 月に亡くなられ対象となる者がいなくなったため、今回、廃止の条例を提案するものです。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。議案第 12 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に議案第 13 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから順次討論に入ります。議案第 12 号について討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に議案第 13 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次採決をいたします。議案第 12 号、退隠料、遺族扶助料条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 13 号、昭和 28 年 12 月 31 日以前に発生した退職年金等の年額の改正に関する条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 14 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 9、議案第 14 号、幌加内町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○税務係長（山本めぐみ君） 税務係長。

○議長（小川雅昭君） 税務係長。

○税務係長（山本めぐみ君）（議案第 14 号朗読、記載省略）

今回の改正要因について、申し上げます。

今回の改正については、地方税等の一部を改正する等の法律が平成 28 年 3 月 31 日に交付されたこと、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革をおこなう為の地方税法及び地方交

付税法の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 28 年 11 月 28 日にそれぞれ公布されたこと、また、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が平成 28 年 6 月 7 日に交付され、平成 29 年 4 月 1 日施行となることに伴い、幌加内町税条例の一部を改正するものです。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから議案第 14 号、幌加内町税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 15 号 ～ 日程第 12 号 議案第 17 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 10、議案第 15 号、幌加内町保健福祉総合センター設置条例の一部を改正する条例についての件から日程第 12、議案第 17 号、幌加内町居宅介護サービス事業条例の一部を改正する条例についての件まで 3 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（中河滋登君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中河滋登君）

（議案第 15 号朗読、記載省略、議案第 16 号朗読、記載省略、議案第 17 号朗読、記載省略）

今回、一括提案をする条例改正について、幌加内町においても幌加内町介護予防日常生活支援総合事業実施要綱を定め、平成 29 年 4 月 1 日より新しい総合事業をスタートするところです。大きく変わる内容については、介護予防として、要支援 1、2の方が利用していたサービスの内、訪問介護、通所介護が地域支援事業の中の介護予防生活支援サービス事業で事業展開されることとなります。従前は、介護予防給付の部分でした。この部分をNPO法人、住民ボランティアなど多様なサービス主体に求め事業移行をする内容となっています。なお、福祉用具の対応については従前どおり介護予防給付に残るものとなります。今後、介護に関しては身体介助、予防生活支援についての事業部分について、サービス利用する方々のサービス低下とならないよう、また、利用者負担が急激に増加しないよう、実運用になった場合には十分に検討していきながら議会議員とも協議をしていきたいと思っております。また、強化部分で包括的支援事業として在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備を充実させることとなっているので体制強化として、

ご理解願います。この関係は、介護保健総合確保推進法の中での介護保健法の改正、介護保健法時代の改正により今回、本町に関係する条例において用語の改正、法の条文改正、条例内の法の条項ずれなどを改正し、総合事業に対応するため改正するもの、また訪問サービスにおいては、人材確保の上で将来的に展開されるであろう住民主体のサービスに対応すべき条文に改正をおこなっております。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。議案第 15 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に議案第 16 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に議案第 17 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから順次討論に入ります。議案第 15 号について討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に議案第 16 号について討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に議案第 17 号について討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次採決をいたします。議案第 15 号、幌加内町保健福祉総合センター設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号、幌加内町在宅生活・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号、幌加内町居宅介護サービス事業条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 17 号は原案のとおり可決されま

した。

◎日程第 13 議案第 18 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 13、議案第 18 号、幌加内町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（中河滋登君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中河滋登君）（議案第 18 号朗読、記載省略）

今回の改正にかかる提案理由ですが、指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたところです。本町での、実施となる地域密着型通所介護に関する基本方針がだされたので本町の条例にその更新を追加し、条を繰下げ条文内で条ずれが生じた部分について訂正するものです。総合事業の関係、第 12 条については、準用規定を追加したところです。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから議案第 18 号、幌加内町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 19 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 14、議案第 19 号、幌加内町中小企業補償融資条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○産業課長（村上雅之君） 産業課長。

○議長（小川雅昭君） 産業課長。

○産業課長（村上雅之君）（議案第 19 号朗読、記載省略）

今回の条例の提案理由を申し上げます。

幌加内町中小企業補償融資条例は、昭和 42 年の制定以来、多数の中小企業者に活用頂き本町の商工振興を図ってきています。近年、商工会員数の減少や消費購買力の低下に伴い、会員各位は非常に厳しい経営を余儀なくされているところです。毎年、町の理事者との懇談の場でも、いろいろ話をしておりますが、その中で保証人の確保が非常に厳しくなってきたとの話がでてきており、近年の他町村の実態を調べたところ、保証協会の保証があれば保証人を立てなくても良い事例が多くなってきているところです。その様なことを踏まえ、今回、条例の一部を改正し中小企業事業者の皆様に、より使いやすい補償融資として整備するものであります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから議案第 19 号、幌加内町中小企業補償融資条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 20 号 ～ 日程第 17 号 議案第 22 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 15、議案第 20 号、幌加内町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 17、議案第 22 号、幌加内町簡易水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についての 3 件までを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（小野田倫久君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（小野田倫久君）

（議案第 20 号朗読、記載省略、議案第 21 号朗読、記載省略、議案第 22 号朗読、記載省略）

本件の提案理由についてご説明いたします。

幌加内町簡易水道事業は、平成 29 年度から幌加内、湖南政和、長留内雑用水の取込み事業を一括管理するものです。今回の条例改正については、設置条例は給水区域、給水人口、給水量の変更。給水条例は、給水区域の変更。分担金徴収条例は、徴収区域の変更と条例の一部をそれぞれ改正するものです。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。議案第 20 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。次に議案第21号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。次に議案第22号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これから順次討論に入ります。議案第20号について討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。次に議案第21号について討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。次に議案第22号について討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次採決をいたします。議案第20号、幌加内町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、幌加内町簡易水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第23号

○議長(小川雅昭君) 日程第18、議案第23号、幌加内町立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長(清原典吉君) 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（清原典吉君）（議案第 23 号朗読、記載省略）

本件の提案理由についてご説明いたします。

現在、授業料については平成 5 年から現在の 500 円としています。近年の教育環境の変化や今後の情報化教育に対応した整備において、教育予算の増加が見込まれるため授業料を改正し、教育振興に充当するものです。なお、改正後の授業料については国の授業料無償化支援制度の適用となり、保護者の負担軽減が図られることから、制度範囲内での改正として提案するものです。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから議案第 23 号、幌加内町立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 23 号は原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午後 1 時 26 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 19 議案第 24 号 ～ 日程第 25 議案第 30 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 19、議案第 24 号、平成 29 年度幌加内町一般会計予算の件から、日程第 25、議案第 30 号、平成 29 年度幌加内町奨学資金特別会計の 7 件までを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議案第 24 号、平成 29 年度幌加内町一般会計予算の概要説明をお願いします。

○副町長（村上悟君） 副町長。

○議長（小川雅昭君） 副町長。

○副町長（村上悟君）（議案第 24 号朗読、記載省略）

幌加内町一般会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

平成29年度一般会計予算編成にあたっては、昨年に引き続き「経済再生なくして財政健全化なし。」のもと、少子高齢化の構造的な問題について取組むことにより、将来への安全を確保し誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現を目指し、国の予算編成が行われたところです。本町でも、これらの情報を基に予算編成を行いました。一部事業では詳細が不透明なものもあり、確定次第、速やかに補正予算で対応させていただきたく議員各位のご理解を賜りたいと存じます。本年度につきましては、細川町政折り返しの予算編成となり地域経済や産業振興の状況を思料し、子育て支援、地域医療、介護の確保、教育環境整備など、将来の財政負担も考慮しながら、幌加内町第7次総合振興計画が確実に実行できるよう町長の施政方針で申し上げました内容で取り組んだところです。

それでは、一般会計予算書の198ページをお開き願います。資料として「平成29年度一般会計歳入予算内訳」になっております。次に、199ページから「平成29年度一般会計歳出予算内訳」のNo.1からNo.3を添付しております。198ページの「一般会計歳入予算内訳」からご説明致します。この表は、1款「町税」から20款「町債」までの款別に前年度当初予算額との比較、財源区分、構成比を示したものです。総額では、歳入歳出それぞれ同額の36億2727万9000円とし、前年度対比、マイナス1億6498万4000円、4.4パーセントの減となっております。それでは、主な内容について、ご説明いたします。

1款「町税」についてですが、町民税については、前年度対比マイナス482万3000円、5.0パーセントの減であります。主な要因は、農業所得の減少（経営所得安定対策）に伴う課税標準額の減によるものです。固定資産税ですが、前年度対比マイナス83万8000円、1.2パーセントの減であります。主な要因は、償却資産の減によるものです。2款「地方譲与税」につきましては、前年度対比プラス1100万円、16.4パーセントの増となっております。主な要因は、税収見込みが増加したことによるもので特に説明はございません。3款「利子割交付金」につきましては、特に説明はございません。4款「配当割交付金」につきましては、前年度対比マイナス120万円、70.6パーセントの減となっております。主な要因は、税収見込みが減少したことによるものです。5款「株式等譲渡所得割交付金」につきましては、前年度対比マイナス80万円、80.0パーセントの減となっております。主な要因は、税収見込みが減少したことによるものです。6款「地方消費税交付金」につきましては、前年度対比マイナス600万円、17.6パーセントの減となっております。主な要因は、税収見込みが減少したことによるものです。7款「自動車取得税交付金」につきましては、前年度対比プラス364万5000円、28.3パーセントの増となっております。主な要因は、自動車販売数の増により、税収見込みが増加したことによるものです。8款「地方特例交付金」につきましては、特に説明はございません。9款「地方交付税」につきましては、国の平成29年度地方財政計画では、地方交付税総額は前年度対比『2.2パーセントの減』とされております。増減要因としては、病院の診療所化に伴う減及び交付税単位費用の減があり本町の交付税全体額としては、前年度対比マイナス2700万円、1.3パーセントの減としております。10款「交通安全対策特別交付金」については、特に説明はございません。11款「分担金及び負担金」では、前年度対比マイナス184万円、4.1パーセントの減となっております。主な要因は、「道営土地改良事業分担金」で186万4000円の減となっております。12款「材料及び手数料」では、前年度対比プラス2831万3000円、14.9パーセントの増となっております。主な要因は、「幌加内診療所」と「政和診療

所」の診療報酬使用料で2702万6000円の増となっております。13款「国庫支出金」では、前年度対比プラス2749万5000円、31.4パーセントの増となっております。主な要因は、「社会資本整備総合交付金」の「公住除却事業」で1382万3000円の増、「橋梁長寿命化修繕事業」で1120万円の増によるものです。14款「道支出金」では、前年度対比プラス975万円、5.4パーセントの増となっております。主な要因は、「環境保全型農業直接支援対策事業補助金」で1287万6000円の増によるものです。15款「財産収入」では、前年度対比マイナス118万8000円、8.1パーセントの減となっております。主な要因は、「基金利子」で220万4000円の減によるものです。16款「寄附金」では、前年度対比プラス490万円、4,803.9パーセントの増となっております。主な要因は、「ふるさと納税収入」の増によるものです。17款「繰入金」では、前年度対比プラス817万9000円、3.0パーセントの増となっております。主な要因は、「財政調整基金」からの繰入金1500万円の増によるものです。18款「繰越金」については、特に説明はございません。19款「諸収入」では、前年度対比マイナス1075万3000円、13.7パーセントの減となっております。主な要因は、「通所介護」と「居宅介護」の給付費で712万2000円の減、「高校寄宿舎賄費収入」で266万1000円の減によるものです。20款「町債」では、前年度対比マイナス2億400万円、40.4パーセントの減となっております。主な要因は、「国民健康保健診療所建設事業債」で1億6450万円、「旧町立病院解体事業債」で6660万円の皆減によるものです。その他、「衛生債」では、「医師住宅建設事業債」で3770万円の皆増、「農林水産債」では、「道営農業農村整備事業」で3870万円の減、「土木債」では、「除雪機械購入事業債」で3720万円の皆増、「東栄基線道路改良事業債」で2840万円の皆減、「教育債」では、「ほろたちスキー場改修整備事業債」で1130万円の皆増と変動しております。また、『過疎地域自立促進特別対策事業（通称＝過疎債ソフト事業）』については、「企業立地促進事業」のほか4事業【「集落整備・地籍整備事業」「そば産地活性化振興事業」「生活環境安全対策事業」「プレミアム付商品券発行事業」】で総額7400万円を当初予算に計上し、制度の有効活用を図ることとしております。

続いて「歳出予算内訳」の主なものについて、ご説明致します。199ページNo.1をお開き願います。なお、「歳出予算内訳」はNo.1から201ページのNo.3までとなっております。この表は、1款「議会費」から15款「予備費」まで款別の前年度当初予算額との比較、構成比、及び、性質別の前年度対比、構成比を分析したものです。

1款「議会費」についてですが、前年度対比マイナス31万3000円、0.8パーセントの減となっております。主な要因は、「議員共済組合公費負担金」で23万9000円減額したことによるものです。2款「総務費」では、前年度対比マイナス65万8000円、0.2パーセントの減となっております。主な要因は、「旧町立病院解体工事」で7410万円の皆減によるものです。その他、「開基120年記念事業」で486万4000円、「旧幌加内高校農機具実習室解体工事」で342万4000円、「そば産地活性化基金積立」で2300万円、「保育事業委託料」で277万6000円、「地域コミュニティ推進事業補助金」で250万円、「共同販売拠点出展業務委託料」で440万円を新規に予算計上させていただいております。3款「民生費」では、前年度対比マイナス2400万9000円、6.4パーセントの減となっております。主な要因は、「高齢者生活福祉センター運營業務委託料」で762万3000円の減、「延寿荘・えん消火設備工事」で817万6000円、「朱鞠内延寿荘居室改修工事」で864万円の皆減によるものです。4款「衛生費」では、前年度対比マイナス1億6605万6000円、41.8

パーセントの減となっております。主な要因は、「幌加内診療所建設工事等」で1億7049万2000円の皆減によるものです。5款「労働費」については、特に説明はございません。6款「農林水産業費」では、前年度対比プラス39万3000円、0.1パーセントの増となっております。主な要因は、「幌加内町水産業振興奨励補助金」で111万2000円の皆増によるものです。7款「商工費」では、前年度対比プラス3715万4000円、24.3パーセントの増となっております。主な要因は「百年記念公園管理業務委託料」で272万2000円、「町民保養センター改修費」で1074万7000円、「朱鞠内湖周辺観光施設塗装改修工事」で528万2000円、「母子里クリスタルパーク管理棟塗装改修工事」で213万9000円の皆増、「商工業振興奨励補助金」で400万円、「ほろかない振興公社補助金」で411万円の増によるものです。8款「土木費」では、前年度対比プラス2488万2000円、5.6パーセントの増となっております。主な要因は、「母子里地区車庫建設」で2908万5000円の皆減、「橋梁補修設計業務委託料」で1800万円の減、歳入、20款「町債」で申し上げました「東栄基線道路改修工事」で3162万3000円の皆減となりましたが、「公営住宅緑ヶ丘団地」と「添牛内団地」の解体工事で2905万3000円の皆増、歳入、20款「町債」で申し上げました、「除雪機械購入事業」で4553万8000円の皆増によるものです。その他、町道等改修工事では、自治区の土木要望を踏まえ「四丁目側溝改修工事」で900万円、「雨煙内線側溝改修工事」で745万2000円、「弥運内零号線側溝改修工事」で532万5000円を計上し、道路改修工事総額で2177万7000円を予算計上させていただいております。9款「消防費」では、前年度対比マイナス124万9000円、0.8パーセントの減となっております。主な要因は、深川地区消防組合負担金の内、「消防職員待機住宅外壁塗装」で281万9000円の増となりましたが、「デジタル簡易無線局設備一式」で136万9000円、「車庫自動車用排出ガスシステム修理」で121万6000円の皆減によるものです。10款「教育費」では、前年度対比マイナス2520万2000円、6.0パーセントの減となっております。主な要因は、「幌加内小学校」の外壁塗装、玄関ポーチ、煙突改修工事で4058万8000円の皆増、「幌加内中学校給水設備改修工事」で1333万8000円、「給食センター煙突改修工事」で959万1000円の皆増となりますが、「幌加内小学校」と「中学校」及び「高等学校」のトイレ改修工事で4593万4000円の皆減、「幌加内高等学校寄宿舎改修工事」で4050万円の皆減によるものです。11款「災害復旧費」では、前年度対比マイナス724万6000円、99.8パーセントの減となっております。主な要因は、「早雲内川河岸災害復旧工事」で725万8000円の皆減によるものです。12款「公債費」では、前年度対比マイナス232万9000円、0.5パーセントの減となっております。主な要因は、平成25年度に借入を行いました「簡易水道施設整備事業（過疎債）」、「臨時財政対策債」などで元金償還が開始したことにより1251万8000円の増となりますが、マイナス金利の影響や借入額の減少により償還利子が1434万7000円の減によるものです。13款「諸支出金」については、特に説明はございません。14款「職員費」では、前年度対比マイナス35万6000円、0.1パーセントの減となっております。主な要因は、「職員給料」で1101万1000円の増、「職員手当」で2001万3000円の増となりますが、「退職手当組合負担金」で3221万8000円の減によるものです。15款「予備費」については、特に説明はございません。

続いて、性質別の内容について、ご説明いたします。「人件費」についてですが、この人件費では、議会議員、法定委員会及び各種委員会委員の報酬、手当並びに職員の給与等がここに分類されます。前年度対比マイナス212万4000円、0.3パーセントの減であります。主な要因は、「参議院

議員選挙費」の減によるものです。次に「物件費」ですが、賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料等の経費がここに分類されます。前年度対比プラス 2327 万 7000 円、3.3 パーセントの増であります。主な要因は、「開基 120 周年記念事業」で 486 万 4000 円、「ふるさと納税経費」で 1000 万円、「診療所費」で 816 万 9000 円の増によるものです。次に「維持補修費」ですが、道路橋梁や町営住宅などの維持補修及び除排雪に関する経費がここに分類されます。前年度対比プラス 2121 万 3000 円、12.0 パーセントの増であります。主な要因は、「道路維持修繕料」で 947 万円、「道路維持原材料」で 184 万 9000 円、「町道除雪業務委託料」で 642 万 5000 円、「農道管理業務委託料」で 100 万円の増によるものです。次に「扶助費」ですが、医療費、児童手当費などの扶助者に給付される経費が、ここに分類されます。前年度対比プラス 176 万 5000 円、1.5 パーセントの増であります。主な要因は、「介護給付訓練等給付費」で 74 万 6000 円、「児童手当費」で 185 万 5000 円の減となりますが、「保育所運営費」で 509 万 9000 円の増によるものです。200 ページ No.2 をお開き願います。「負担金」についてですが、各種団体や一部事務組合などへの負担金が、ここに分類されます。前年度対比マイナス 474 万 4000 円、2.5 パーセントの減であります。主な要因は、「北空知衛生センター組合負担金」で 126 万 3000 円、「深川消防組合負担金」で 299 万 6000 円の減によるものです。次に「補助費等」ですが、「病院事業会計繰出金」及び各種団体・事業への「補助金」並びに「交付金」がここに分類されます。但し、建設事業費に係るものは、除かれます。前年度対比プラス 1661 万 3000 円、3.3 パーセントの増であります。主な要因は、歳出、4 款「衛生費」で申し上げました「国民健康保険病院事業会計繰出金」で皆減となりますが、歳出、2 款「総務費」で申し上げました「冬季生活支援事業補助金」、6 款「農林水産業費」の「農業奨励振興補助金」、「環境保全型農業直接支払補助金」などの増によるものです。次に「建設事業費」ですが災害復旧事業費を除く、建設事業費、高額な備品購入費、施設の大規模改修費などが、ここに分類されます。前年度対比マイナス 2 億 6701 万 5000 円、34.8 パーセントの減であります。主な要因は、歳出、2 款「総務費」で申し上げました「旧病院解体工事」、4 款「衛生費」で申し上げました「幌加内診療所建設事業」の皆減であります。その他、平成 29 年度の主な事業としては、J 跡地地籍測量業務委託料、民間賃貸住宅建設事業補助金、医師住宅購入事業、公営住宅緑ヶ丘団地解体工事、橋梁補修工事などが上げられます。次に「災害復旧費」ですが、前年度対比マイナス 724 万 6000 円、99.8 パーセントの減であります。歳出、11 款「災害復旧費」で申し上げました、「早雲内川河岸災害復旧工事」の減によるものです。次に「公債費」ですが、前年度対比マイナス 232 万 9000 円、0.5 パーセントの減であります。主な要因は、歳出、12 款「公債費」で申し上げました、過疎債などで元金が償還開始となりますがマイナス金利の影響や借入額の減少により償還利子が減となるものです。次に「積立金」ですが、前年度対比プラス 5342 万 7000 円、1,144.0 パーセントの増であります。主な要因は、「地籍整備事業」と「そば活性化振興事業」に充てる基金を積み立てるものです。201 ページ No.3 を、お開き願います。「投資・出資・貸付金」については、特に説明はございません。次に「繰出金」ですが、前年度対比プラス 217 万 9000 円、1.4 パーセントの増であります。主な要因は、「後期高齢者医療特別会計繰出金」で 104 万 2000 円、「介護保険特別会計繰出金」で 134 万 9000 円の減ではありますが、「簡易水道事業特別会計繰出金」で 378 万 2000 円、「下水道事業特別会計繰出金」で 178 万 1000 円の増によるものです。最後に「予備費」については、特に説明はございません。以上で、平成 29 年度幌加内町一般会計予算案

の概要説明を終わります。

本年度につきましては、冒頭、申し上げましたとおり細川町政三年目の予算編成となりました。先人が築かれてきました健全財政を堅持することはもちろんのこと、今の時代に適合した取り組みを進め、将来にも持続可能で効率の良い予算執行に努めて参りたいと存じます。町議会並びに、町民の皆様のご多大なるご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。町議会の概要説明といたします。なお、特別会計につきましては、各担当課長よりご説明致しますので、よろしくお願いたします。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 25 号、平成 29 年度幌加内町国民健康保険特別会計予算並びに議案第 26 号、平成 29 年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算の概要説明をお願いします。

○住民課長（竹谷浩昌君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（竹谷浩昌君） （議案第 25 号朗読、記載省略、議案第 26 号朗読、記載省略）

幌加内町国民健康保険特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

平成 29 年度予算は、3 億 468 万円としており、前年度対比プラス 2434 万 5000 円、8.7 パーセントの増となっております。主な要因は、国民健康保険システム導入負担金（2869 万円）で皆増となったことによるものです。

引続き、議案第 26 号、平成 29 年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

平成 29 年度予算は、3139 万 2000 円としており、前年度対比プラス 420 万 8000 円、15.5 パーセントの増となっております。主な要因は、被保険者の所得増加等により保険料が特別徴収分で 3 万 7000 円、0.4 パーセントの増、普通徴収分で 518 万 3000 円、84.0 パーセントの増となったことによるものです。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 27 号、平成 29 年度幌加内町介護保健特別会計予算の概要説明をお願いします。

○保健福祉課長（中河滋登君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中河滋登君） （議案第 27 号朗読、記載省略）

幌加内町介護保健特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

平成 29 年度予算は、2 億 286 万 2000 円としており、前年度対比プラス 274 万 2000 円、1.4 パーセントの増となっております。主な要因は、総合事業への移行に伴い地域支援事業費総額で 1505 万円の増となりますが、介護サービス保険給付費総額でマイナス 1234 万 1000 円の減を見込んだことによるものです。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 28 号、平成 29 年度幌加内町簡易水道事業特別会計予算並びに議案第 29 号、平成 29 年度幌加内町下水道事業特別会計予算の概要説明をお願いします。

○建設課長（小野田倫久君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（小野田倫久君） （議案第 28 号朗読、記載省略、議案第 29 号朗読、記載省略）
幌加内町簡易水道事業特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

平成 29 年度予算は、7716 万 1000 円としており、前年度対比プラス 586 万 8000 円、8.2 パーセントの増となっております。増額の主な要因は、公債費、償還金の増大が大きな要因となっております。歳入の主な要因は、水道事業統合により水道使用料 2380 万円、前年度対比 182 万 9000 円増。メーター器貸付量 262 万 3000 円、前年度対比 24 万 7000 円増で予算計上するのです。歳出の主なものとして、特別修繕、湖南施設次亜塩素注入設備修繕 148 万円、政和施設、自家発電バッテリー交換 57 万 5000 円、計量法に基づく水道メーター器 92 基取替え工事 464 万 4000 円を予算計上し今年度実施するものです。施設維持管理については、各施設水質検査業務委託料 205 万 2000 円、施設維持管理業務等委託料 1335 万 9000 円を予算計上、また、償還元金と利息をあわせた 4534 万 6000 円を計上しています。なお、27 ページに「地方債の前々年度における現在高及び年度末における現在高の見込に関する調書」を添付していますので、お目通し願います。

引続き、議案第 29 号、平成 29 年度幌加内町下水道事業特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。平成 29 年度予算は、7198 万 3000 円としており、前年度対比プラス 152 万 7000 円、2.2 パーセントの増となっております。増額の主な要因は、農業集落排水施設の最適整備構想策定に伴う機能診断調査業務委託料が主な要因です。歳入の主な要因は、浄化槽使用料 1000 万円、前年対比 8 万 9000 円減、下水道使用料 1557 万 5000 円、前年対比 16 万 5000 円減で予算計上しているところです。維持管理業務については、農業集落排水処理施設運転管理業務等委託料 980 万円、合併処理浄化槽保守点検業務委託料 1000 万 1000 円の必要経費を計上しています。なお、3 ページ、第 2 表「債務負担行為」、4 ページ、第 3 表「地方債」、27 ページ、第 3 表の 2「地方債の前々年度における現在高及び年度末における現在高の見込に関する調書」を添付していますので、お目通し願います。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 30 号、平成 29 年度幌加内町奨学資金特別会計予算の概要説明をお願いします。

○教育次長（清原典吉君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（清原典吉君）（議案第 30 号朗読、記載省略）

幌加内町奨学資金特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

平成 29 年度予算は、574 万 4000 円としており、前年度対比マイナス 36 万 4000 円、6.0 パーセントの減となっております。主な要因としては、歳出の貸付事業として前年度から継続している者が 3 名、新規貸付分 7 名を予定し総額 564 万円、前年対比マイナス 36 万円となったことによるもの。歳入の返還金について、13 名、総額 192 万円を見込んでいます。3 ページ、第 2 表「債務負担行為」を添付していますので、お目通し願います。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時07分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

只今、議案第24号平成29年度幌加内町一般会計予算から議案第30号平成29年度幌加内町奨学資金特別会計予算までの7件に関し、予算審査特別委員会設置に関する動議が提出されました。この動議には、賛成者がありますので成立をいたします。

お諮りをいたします。この動議を日程に追加しただちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって動議案をただちに日程に追加し、議題とすることに決定をいたします。

◎追加日程第1 動議案第1号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第1、動議案第1号 予算審査特別委員会設置に関する動議についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

○3番（中川秀雄君） 議長、3番。

○議長（小川雅昭君） 3番、中川議員。

○3番（中川秀雄君） （動議案第1号、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって説明を終わります。

お諮りをいたします。これから本件に対する質疑、討論を省略し本動議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は動議案のとおり決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長については、委員会条例第8条の規定にかかわらず、議長から指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって委員長、副委員長については議長から指名することに決定しました。

それでは議長から指名をいたします。委員長には8番、齋藤議員、副委員長には5番、小関議員、6番、春名議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名したとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員長、副委員長は、ただいま指名しましたとおり決定いたしました。

◎延会の議決

○議長(小川雅昭君) お諮りをいたします。

本日の会議をこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をしました。

◎延会の宣告

○議長(小川雅昭君) これで本日の会議を閉じます。

閉会 午後 2時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年3月14日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員